

「はえぬき」新商品開発・販売支援金交付要綱

(趣旨)

第1条 山形「つや姫」「雪若丸」ブランド化戦略推進本部（以下「推進本部」という。）は、「はえぬき」の消費拡大を図るため、事業者の「はえぬき」新商品の開発等に係る経費について、この要綱に定めるところにより、予算の範囲内で支援金の交付を行う。

(交付対象者)

第2条 支援金の交付の対象となる者は、令和2年産または令和3年産山形県産「はえぬき」を使用した新商品の開発・販売等を行う事業者であって、次の各号のいずれかに該当する者とする。なお、新商品は、パックごはんを除いた、玄米・精米の商品に限るものとする。

(1) 山形県内の事業者

(2) 山形県内に事業所を有する事業者

(交付対象期間)

第3条 支援金の交付の対象となる期間は、令和3年7月5日から令和4年2月28日までとする。

ただし、推進本部は、予算の執行状況等により、交付対象期間内であっても支援金の交付申請を打ち切ることができる。

(交付要件及び支援金の額)

第4条 令和2年産または令和3年産山形県産「はえぬき」を使用するものとし、支援金の額は新商品のパッケージ制作に係る経費（デザイン料、版代等）に2分の1を乗じた金額とする。算出した金額に10円未満の端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。ただし、支援金の額は、一商品につき100万円を限度とする。

(交付申請)

第5条 支援金の交付を受けようとする事業者は、交付申請書（様式第1号）を推進本部に提出するものとする。

(交付決定)

第6条 交付申請を受けた推進本部は、申請内容を審査し適当と認めたときは、予算の範囲内で交付の決定を行い、申請者に通知するものとする。

なお、予算の範囲内で交付の決定を行うため、申請が多数の場合、不採択又は減額して採択となる場合がある。

(実績報告)

第7条 支援金の交付決定を受けた事業者は、事業完了の日から起算して30日を経過する日まで、実績報告書に必要書類を添えて、推進本部に提出するものとする。

(支援金の交付)

第8条 推進本部は、前条による実績報告を審査し適當と認めたときは、速やかに支援金を交付するものとする。支援金の金額は、交付決定額と実績額のいずれか低い額とする。

(交付決定の取消し)

第9条 推進本部は、この要綱の規定に違反した場合及び不正な申請を行った場合は、交付金の交付決定の全部または一部を取消すことができる。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、推進本部が別に定める。